

平成 21 年 6 月
水質基準逐次改正検討会

水質基準逐次改正検討会 公開の取扱いについて（案）

1. 水質基準逐次改正検討会運営要領における規定

水質基準逐次改正検討会（以下「逐次改正検討会」という。）の運営要領（参考資料 6 - 1）において、「4. その他（3）検討会の公開の扱いについては、検討会において決定する。」と規定されている。

しかしながら、これまでその扱いについては、明確に定められていないことから、今回、今後の逐次改正検討会の公開の扱いについて定めるものである。

2. 逐次改正検討会の公開の取扱いについて

厚生労働省健康局水道課長が設置する各種検討会は、個人情報保護等の特別な理由が無い限り、基本的には公開とすることとしている。

逐次改正検討会は、これに従い、検討会を原則として公開することとし、開催予定、委員の氏名・職業、会議資料、議事要旨についても併せて公開する。

その他、逐次改正検討会に係る公開の取扱いに関し必要な事項については、座長と協議の上、厚生労働省健康局水道課長が定める。